

倉敷芸術科学大学 危機管理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷芸術科学大学危機管理規程第5条第2項の規定に基づき、倉敷芸術科学大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 想定される危機の検討に関すること
- (2) 想定される危機に関する情報（学内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析に関すること
- (3) 想定される危機の評価及び業務の優先順位付けに関すること
- (4) 想定される危機への対応策の検討、立案及び実施に関すること
- (5) 危機管理規程、事業継続計画等の作成及び周知に関すること
- (6) 危機管理規程、事業継続計画等の必要に応じた見直しに関すること
- (7) 職員及び学生等に対する適切な情報提供及び安否確認に関すること
- (8) 職員及び学生等への教育及び訓練の実施に関すること
- (9) 危機対策本部の組織体制及び活動内容の決定に関すること
- (10) 緊急時の情報伝達体制の整備に関すること
- (11) 危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器等の準備に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) その他委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、その職にある間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、第2条の審議事項について、最終決定を行う。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、庶務部が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附則（令和2年2月12日 第10回大学協議会）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。